

第 2 章 衛 生

○鳥羽志勢広域連合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

〔平成 19 年 6 月 1 日〕
〔条 例 第 4 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、廃棄物の適正な処理をすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、鳥羽志勢広域連合し尿処理施設(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し必要なことを定めるものとする。

（設置）

第 2 条 し尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 第 1 項の規定により適正に処理するため、施設を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥羽志勢クリーンセンター	鳥羽市白木町 247 番 10
磯部衛生処理場	志摩市磯部町山田 1134 番地
阿児衛生処理場	志摩市阿児町鵜方 477 番地

（業務の内容）

第 4 条 鳥羽志勢クリーンセンターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) し尿等の処理に関すること。
 - (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- 2 磯部衛生処理場及び阿児衛生処理場においては、次に掲げる業務を行う。
- (1) し尿等の中継及び運搬に関すること。
 - (2) 施設及び設備の管理に関すること。

（使用の許可）

第 5 条 施設を使用しようとする者は、広域連合長の許可を受けなければならない。ただし、公園に属する範囲は、この限りでない。

（使用の範囲）

第 6 条 鳥羽志勢クリーンセンターを使用することができる市町は、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）を構成する市町とし、磯部衛生処理場及び阿児衛生処理場を使用できる市町は、広域連合を構成する志摩市及び南伊勢町（合併前の南勢町の区域に限る。）とする。

- 2 前項の規定により使用できる者は、広域連合長又は広域連合長の委託を受けて収集、

運搬を行っている者並びに法第 7 条第 1 項及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定により、構成市町の長の許可を受けて収集、運搬を行っている者で、広域連合の区域内で生じた廃棄物を収集、運搬するものに限る。

3 前 2 項の規定にかかわらず、広域行政上の立場からやむを得ない場合に限り、広域連合長が搬入及び使用を認めたときは、この限りでない。

4 施設の公園に属する範囲は住民の憩いの場として利用できるものとする。

（使用の制限）

第 7 条 広域連合長は、第 5 条の許可を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用を制限することができる。

(1) 許可事項に違反したとき。

(2) 関係法令、条例及び規則に違反したとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(4) 施設の維持管理上使用を不相当と認めたとき。

(5) その他広域連合長が使用を不相当と認めたとき。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

（鳥羽志勢広域連合衛生処理場の設置及び管理等に関する条例の廃止）

2 鳥羽志勢広域連合衛生処理場の設置及び管理等に関する条例(平成 11 年鳥羽志勢広域連合条例第 20 号)は、廃止する。